

I 検討状況の概要

1 首都圏問題についての検討状況の概要

検 討 の 成 果	今 後 の 取 組 (案)
<p>1 首都圏の再生について</p> <p>国の大都市圏制度の見直し等の動向を把握するため、国との意見交換を実施するとともに、情報の収集や共有を行った。</p> <p>2 業務核都市の育成整備等について</p> <p>国の大都市圏制度の見直し等の動向を把握するため、国との意見交換を実施した。 業務核都市の育成整備等について、総務大臣、財務大臣及び国土交通大臣に対し、本年8月7日に要望を行った。 その内容は、別添1のとおりである。</p> <p>3 プレジャーボートの不法係留対策及び安全対策について</p> <p>九都県市プレジャーボート不法係留対策連絡協議会と連携し、プレジャーボートの不法係留対策及び安全対策について、農林水産大臣及び国土交通大臣に対し、本年8月13日に意見書を提出した。 その内容は、別添2のとおりである。</p>	<p>1 首都圏の再生について</p> <p>国の大都市圏制度の見直し等の動向を注視しつつ、引き続き首都圏の再生に向け、国との意見交換を行うなど、共同の取組を進める。</p> <p>2 業務核都市の育成整備等について</p> <p>国の大都市圏制度の見直し等の動向を注視しつつ、引き続き業務核都市の育成整備等に向け、情報収集に努めるなど、共同の取組を進める。</p> <p>3 プレジャーボートの不法係留対策及び安全対策について</p> <p>国の対応状況を踏まえ、引き続きプレジャーボートの不法係留の解消と船舶の航行安全対策の一層の推進に向け、情報収集に努めるなど、共同の取組を進める。</p>

2 廃棄物問題についての検討状況の概要

検 討 の 成 果	今 後 の 取 組 (案)
<p>1 減量化・再資源化の促進について</p> <p>(1) 3R普及促進事業 リデュースの取組として、食品廃棄物の削減を図るため、外食産業事業者との連携による食べきりの普及を行うとともに、家庭での食品ロスを減らす普及啓発活動を行った。 その概要は、別添3のとおりである。</p> <p>(2) 容器包装発生抑制事業 「容器&包装ダイエット宣言」の認知度の向上や消費者に対する容器包装減量化商品の購入促進などを図るため、小売業者等と連携し、店舗において容器包装を減量化した商品の紹介などの普及啓発活動を行った。 その概要は、別添3のとおりである。</p> <p>(3) リサイクル制度の見直し等の要望 容器包装リサイクル法、家電リサイクル法、食品リサイクル法、小型家電リサイクル法、廃棄物処理法等の制度に関する問題点について課題を整理し、国への要望事項を検討した。リサイクル関連法についての要望は、平成26年10月20日に行った。 その内容は、別添3、4のとおりである。</p> <p>2 適正処理の促進について</p> <p>(1) アスベスト廃棄物の処理の現状と今後の動向に関する調査 アスベスト廃棄物の発生量・処理状況の把握及び今後の動向に関する調査を行った。 その概要は、別添5のとおりである。</p>	<p>1 減量化・再資源化の促進について</p> <p>(1) 3R普及促進事業 九都県市域内において3Rが広く浸透し実施されるよう、効果的な普及啓発について、引き続き検討及び実施する。</p> <p>(2) 容器包装発生抑制事業 引き続き効果的な広報活動を行い、「容器&包装ダイエット宣言」の認知度向上、消費者に対する容器包装減量化商品の購入促進及び更なる宣言事業者の増加を図る。</p> <p>(3) リサイクル制度の見直し等の要望 リサイクル関連法についての要望以外の要望を行う。 引き続き、現行制度の問題点等の検討を進め、要望事項の実現を図る。</p> <p>2 適正処理の促進について</p> <p>(1) アスベスト廃棄物の処理の現状と今後の動向に関する調査 引き続きアスベスト廃棄物の発生量・処理状況の把握及び今後の動向に関する調査結果の情報を共有するとともに、アスベスト廃棄物の適正処理について、関係団体への周知や立入検査時の普及啓発について検討を行う。</p>

検 討 の 成 果	今 後 の 取 組 (案)
<p>(2) 電子マニフェスト普及促進事業 九都県市内における多量排出事業者等紙マニフェストの交付枚数の多い事業者及び処理業者に対して説明会の開催により普及啓発を図った。 その概要は、別添5のとおりである。</p> <p>(3) 一斉路上調査 平成26年10月16日に「産廃スクラム30」と共同して産業廃棄物収集運搬車両の一斉路上調査を行った。 その概要は、別添5のとおりである。</p> <p>(4) 不用品回収業者の指導に関する検討 不用品回収に関する各都県の実態を把握するため、過去に環境省が各市町村へ実施したアンケート調査結果を集計し、情報交換を行った。 その概要は、別添5のとおりである。</p> <p>(5) 大地震発生時における災害廃棄物の受入れ施設の把握 大地震発生時における災害廃棄物の受入れ施設の把握方法等について、検討を行った。 その概要は、別添5のとおりである。</p> <p>(6) 適正処理促進情報提供事業 九都県市廃棄物問題検討委員会ホームページ（リサイクルスクエア）の充実や業界団体等と連携した適正処理に関する情報提供を実施するとともに九都県市間の情報の共有化を図った。 その概要は、別添5のとおりである。</p> <p>(7) 廃棄物制度の見直し等の要望 廃棄物処理法等の問題点について課題を整理し、国への要望事項を検討した。 その内容は別添5、6、7のとおりである。</p>	<p>(2) 電子マニフェスト普及促進事業 引き続き、産業廃棄物の適正処理を推進するため、電子マニフェストの運営事業者と連携して、あらゆる機会を通じて電子マニフェストの普及促進を図るとともに、自治体への庁内導入を促進する。</p> <p>(3) 一斉路上調査 引き続き、「産廃スクラム30」と共同して高速道路等で産業廃棄物収集運搬車両を対象とした調査を行う。</p> <p>(4) 不用品回収業者の指導に関する検討 引き続き不用品回収に関する情報交換を行い、指導用パンフレット等の周知・啓発方法について検討を行う。</p> <p>(5) 大地震発生時における災害廃棄物の受入れ施設の把握 引き続き国において進められている災害廃棄物の処理体制に関する検討についても注視しつつ、検討を行う。</p> <p>(6) 適正処理促進情報提供事業 引き続き、九都県市廃棄物問題検討委員会ホームページ（リサイクルスクエア）の充実や業界団体等と連携した適正処理に関する情報提供を実施するとともに九都県市間の情報の共有化を図る。</p> <p>(7) 廃棄物制度の見直し等の要望 検討した事項について、国に対して制度改正等の要望を行う。</p>

3 環境問題についての検討状況の概要

検 討 の 成 果	今 後 の 取 組 (案)
<p>1 地球環境の保全について</p> <p>(1) 環境分野における国際協力 環境分野における国際協力・途上国支援については、JICA横浜が企画する「青年研修事業」に参画し、8月～9月に研修員の受入れを実施した。 その概要は、別添8のとおりである。</p> <p>(2) 地球温暖化対策 ア 普及啓発・調査研究等の取組 (ア) 節電及び地球温暖化防止キャンペーン 九都県市が連携し、民間のオフィス・公共施設等におけるポスター掲出などを通じて、住民、事業者に対し省エネ・節電行動を呼びかけ、地球温暖化防止に向けた効果的な普及啓発活動を実施した。 その概要は、別添9のとおりである。</p> <p>(イ) 適応策の施策化プロセスの検討 地球温暖化の適応策について、温暖化の影響を受ける各分野での取組を促進する手法を検討した。 その概要は、別添10のとおりである。</p> <p>イ 再生可能エネルギーの導入促進 (太陽エネルギーの導入支援等) (ア) 普及啓発の取組 太陽エネルギーを中心に、再生可能エネルギーの導入促進に向けたセミナーを開催し、需要創出に向けた普及啓発を行った。 また、身近に利用でき、かつエネルギー変換効率の高い熱エネルギーの有効利用について広く認識してもらうため、「熱は熱で」のPR動画を活用したYouTube冒頭動画広告の配信やチラシを作成・配布し、幅広い世代に対する普及啓発も行った。 その概要は、別添11のとおりである。</p>	<p>1 地球環境の保全について</p> <p>(1) 環境分野における国際協力 環境分野における国際協力・途上国支援について、引き続きJICA等関係機関と協議を進めていく。</p> <p>(2) 地球温暖化対策 ア 普及啓発・調査研究等の取組 (ア) 節電及び地球温暖化防止キャンペーン 引き続き、九都県市が連携し、住民、事業者に対し、省エネ・節電行動を呼びかけ、地球温暖化防止に向けた効果的な普及啓発活動を展開する。</p> <p>(イ) 適応策の施策化プロセスの検討 今後は、国の動向を注視し、情報収集に努めるとともに、各都県市の取組状況について情報共有を行っていく。</p> <p>イ 再生可能エネルギーの導入促進 (太陽エネルギーの導入支援等) (ア) 普及啓発の取組 引き続き、太陽エネルギーを中心に再生可能エネルギー等の導入促進に向けたセミナーを開催し、需要創出に向けた普及啓発を行う。 また、身近に利用でき、かつエネルギー変換効率の高い太陽熱やその他の再生可能エネルギーの有効利用について、効果的な広報手段により、普及啓発を図る。</p>

検 討 の 成 果	今 後 の 取 組 (案)
<p>(イ) 事業所等への太陽光発電設備の導入促進</p> <p>「屋根貸し」太陽光発電事業を普及させるために課題となっている屋根のみを対象とした賃借権の登記制度を整備することなどについて、研究を行った。</p> <p>また、事業所等への太陽光発電設備の導入促進について、国に対する要望書(案)を作成した。</p> <p>その概要は別添 12、13 のとおりである。</p> <p>ウ 首都圏における水素社会の実現に向けた取組</p> <p>水素エネルギー普及検討ワーキンググループ会議を設置し、各都県市の取組状況について情報交換を行うとともに、首都圏における水素社会の実現に向け、九都県市での今後の連携方策のあり方等について意見交換を行った。</p> <p>その結果、今年度については、まず普及啓発に連携して取り組むこととした。</p> <p>具体的には、水素社会の実現の意義や、水素の有用性、水素を安全に使用するための対策などについて理解の向上を図る内容のパンフレットを作成し、イベント等を活用して配布した。</p> <p>その概要は、別添 14、15 のとおりである。</p>	<p>(イ) 事業所等への太陽光発電設備の導入促進</p> <p>事業所等への太陽光発電設備の導入促進について国へ要望する。</p> <p>今後は、国の動向を注視し、情報収集に努めるとともに、必要に応じて意見交換を行っていく。</p> <p>ウ 首都圏における水素社会の実現に向けた取組</p> <p>普及啓発における連携方策や水素ステーションの効果的な誘導方策、規制緩和等の国への働きかけについて検討する。</p>

検 討 の 成 果	今 後 の 取 組 (案)
<p>2 大気中の窒素酸化物及び浮遊粒子状物質削減対策について</p> <p>(1) 自動車排出ガス対策</p> <p>ア 連携協力して行うディーゼル車対策 埼玉県、千葉県、東京都並びに神奈川県 の条例により平成 15 年 10 月から開始した 運行規制については、九都県市の連携協力 の下に取り組んでいる。さらに、平成 18 年 4 月 1 日から埼玉県と東京都で実施した二 段階目の規制についても、広報活動等にお いて協力している。 平成 25 年 11 月には東京モーターショー 2013 に出展し、ディーゼル車対策の一層の 周知徹底を図った。 また、これらの取組を広く周知するため、 平成 26 年度は 10 月にリーフレット等を活 用した広報活動や路上検査等を実施した。 さらに、ディーゼル車対策に係る情報の 交換を行った。 その概要は、別添 16 のとおりである。</p> <p>イ エコドライブの普及 環境負荷低減につながるエコドライブの 普及を図るため、関係機関と連携してエコ ドライブ講習会を実施するとともに、平成 24 年度に導入したエコドライブシミュレー タを活用し、地域ごとに啓発活動を実施し た。 また、平成 25 年 11 月にはラジオCMに よる啓発を実施するとともに、東京モータ ーショー2013 に出展し、啓発活動を実施し た。 さらに、平成 26 年 10 月にリーフレット 等を活用した啓発活動を実施した。 その概要は、別添 16 のとおりである。</p> <p>ウ 実効性ある流入車対策 九都県市内の大気環境基準の継続的、安 定的な達成を図るため、荷主や運送事業者 に対して、環境により良い自動車利用の推 進への協力を呼びかけることとして、荷主 等が取り組むべき事項をまとめたガイドラ インを、九都県市の地域外に所在する関係 団体も含め配布した。 その概要は、別添 16 のとおりである。</p>	<p>2 大気中の窒素酸化物及び浮遊粒子状物質削減対策について</p> <p>(1) 自動車排出ガス対策</p> <p>ア 連携協力して行うディーゼル車対策 引き続き九都県市で連携しながらディー ゼル車規制の効果的な取組を行うととも に、各都県市のディーゼル車対策に関する 情報交換等を実施する。 また、12 月にエコプロダクツ 2014 に出展 し、ディーゼル車対策の一層の周知徹底を 図る。 今後、ディーゼル車対策の広報活動及 び路上検査等を実施する。</p> <p>イ エコドライブの普及 平成 26 年 11 月にラジオCMによる啓発 を実施するとともに、12 月にエコプロダク ツ 2014 に出展し、啓発活動を実施するほか、 各自治体の取組状況を踏まえ、連携できる 効果的な取組を検討、実施する。</p> <p>ウ 実効性ある流入車対策 今後、実効性ある流入車対策として、 環境により良い自動車の利用を推進するた め、九都県市が策定したガイドラインの活 用を図っていく。</p>

検 討 の 成 果	今 後 の 取 組 (案)
<p>エ 粒子状物質減少装置指定制度について 平成 26 年度は、装置の新規指定及び取消はなかったが、装置の仕様の変更に係る審査が 1 件あり、変更を承認した。 現在、DPF21 社 39 型式、酸化触媒 13 社 33 型式を九都県市粒子状物質減少装置として指定している。</p> <p>(2) 指定低公害車の普及 ア 低公害車指定制度について 平成 26 年度は、指定指針に基づき新たに 117 型式を指定した。これにより、1825 型式が九都県市指定低公害車となった。</p> <p>イ 低公害車の普及啓発等について 九都県市指定低公害車の普及状況調査を実施し、現状把握に努めるとともに、なお一層の普及を進めるため、重量車を取扱うメーカーに対し、低公害車ステッカーの提供を行った。 また、平成 25 年 11 月には東京モーターショー2013 に出展し、九都県市指定低公害車の普及啓発を図った。 その概要は、別添 16 のとおりである。</p> <p>(3) その他 排出ガス低減対策等に関する国やメーカーの動向について、情報共有を図った。</p>	<p>エ 粒子状物質減少装置指定制度について 今後も、「九都県市粒子状物質減少装置指定要綱」等を運用するとともに、装置装着対象車の現状把握、装置メーカーの販売やアフターサービス体制などを踏まえつつ、適切な制度の運用を行う。 また、必要に応じて今後の指定のあり方について検討を行う。</p> <p>(2) 指定低公害車の普及 ア 低公害車指定制度について 低公害車の普及拡大を図るため、引き続き指定制度を運用する。</p> <p>イ 低公害車の普及啓発等について 引き続き低公害車の普及状況調査を実施するとともに、12 月にエコプロダクツ 2014 に出展するなど、低公害車の効果的な普及啓発を進める。</p> <p>(3) その他 引き続き排出ガス低減対策等に関する国や自動車メーカーの動向を注視しつつ、使用過程車の排出ガスの調査を実施する。また、必要に応じて国や関係団体への要請等を行う。</p>

検 討 の 成 果	今 後 の 取 組 (案)
<p>3 東京湾の水質改善について</p> <p>(1) 富栄養化対策 湾岸及び流域住民の東京湾再生への関心の醸成を図るほか、東京湾とその流域における汚染状況の把握及び汚濁メカニズムを解明するため、国、自治体、大学・研究機関、企業及び市民団体等 機関・団体が連携し、「東京湾環境一斉調査」を行うとともに、生物データの収集や関連イベントとして環境啓発活動を実施した。 また、各都県市の水質改善に係る取組について情報交換を行った。 その概要は、別添 17 のとおりである。</p> <p>(2) 東京湾底質改善対策 平成 25 年度における各都県市からの東京湾底質調査結果を収集し、取りまとめた。 また、平成 26 年度東京湾底質調査結果の取りまとめ方法などについて検討を行った。</p>	<p>3 東京湾の水質改善について</p> <p>(1) 富栄養化対策 東京湾環境一斉調査を継続・発展させることで、湾岸及び流域住民の東京湾再生への関心を醸成するとともに、東京湾の汚染状況や汚濁メカニズムについて情報収集を行い、水質改善対策に関する検討を進める。 また、各都県市の水質改善に係る取組について情報交換を行う。</p> <p>(2) 東京湾底質改善対策 底質改善対策等の効果を検証するため、今後も各都県市から東京湾底質調査結果を収集し、取りまとめを行う。 また、取りまとめたデータを環境問題対策委員会ホームページに掲載するとともに、東京湾再生の取組等への活用を図る。</p>

検 討 の 成 果	今 後 の 取 組 (案)
<p>4 緑の保全、創出施策について</p> <p>(1) 調査・検討 各都県市の事業改善や新たな事業実施につなげていくため、各都県市における緑の保全及び増加施策に関する情報交換を行うとともに、緑地保全に係る現地視察を行った。</p> <p>(2) 国への要望 緑地保全の推進に係る税制上の軽減措置及び国の財政支援策の拡充等について、財務大臣、農林水産大臣、国土交通大臣及び環境大臣に対し、7月に要望を行った。 その内容は、別添 18 のとおりである。</p> <p>(3) 普及啓発 各都県市の緑地面積の推移や緑地保全・緑化推進施策などの資料更新に加え、各都県市のイベント情報や緑化団体等との相互リンクを追加するなど、ホームページを充実するとともに、新たな普及啓発ツールとしてエコバックを作成、活用した。</p>	<p>4 緑の保全、創出施策について</p> <p>(1) 調査・検討 地域特性に即した多様な施策の充実を図る観点から、引き続き各都県市における緑の保全及び増加施策について調査・情報交換を行う。</p> <p>(2) 国への要望 都市の緑地が持つ公益的機能を十分に活かし、自然と共生した快適な生活環境を確保していくため、引き続き国に対する要望を行う。</p> <p>(3) 普及啓発 各都県市の緑化政策への取組についてホームページ等の普及啓発ツールを活用し、引き続き広く周知を行う。</p>

4 防災・危機管理対策についての検討状況の概要

検討の成果	今後の取組(案)
<p>1 地震防災・危機管理対策について</p> <p>(1) 首都圏における「地震防災対策」及び「国民保護の推進」について、制度の検証や対策の検討を行い、国に対して提案活動を行った。その内容は、別添 19、20 のとおりである。</p> <p>(2) 帰宅困難者対策として、新たな事業者と協定を締結し、災害時帰宅支援ステーションの拡充を行った。また、災害時帰宅支援ステーションの機能性向上を図るため、事業者用ハンドブックの改訂を行った。</p> <p>(3) 独立行政法人放射線医学総合研究所が実施する国民保護制度に関するセミナーに参加し、テロや初動対応等に関する知見を深めた。</p> <p>(4) 首都圏を超えた広域連携の実効性を高めるため、関西広域連合と災害時の相互応援協定を締結した。</p> <p>2 合同防災訓練等について</p> <p>(1) 合同防災訓練について 東日本大震災等の教訓や課題と、これまで実施した合同防災訓練の成果等を踏まえ、「第 35 回九都県市合同防災訓練実施大綱」に基づき、地域の特性を踏まえた訓練を平成 26 年 9 月 1 日及び防災週間等を考慮した適切な日に実施した。</p>	<p>1 地震防災・危機管理対策について</p> <p>(1) 引き続き、制度の検証や対策の検討を行い、防災・危機管理における課題について国に対して提案活動を行う。</p> <p>(2) 災害時帰宅支援ステーションの機能性向上を図るため、発災時に掲出するのぼり旗の配布や事業者との意見交換会の実施等の取組を進める。</p> <p>(3) 国民保護制度の動向について情報収集をいつつ、担当者会議等を通じて各都県市で抱える課題等を整理し、取組を進める。</p> <p>(4) 関西広域連合との災害時の相互応援協定の締結を踏まえて、広域防災プラン・マニュアルの改訂を行う。</p> <p>2 合同防災訓練等について</p> <p>(1) 合同防災訓練について 平成 27 年に東京都を事務局として「第 36 回九都県市合同防災訓練」を実施する。</p> <p>(2) 合同防災訓練・図上訓練について 平成 27 年度中に第 8 回九都県市合同防災訓練・図上訓練を実施するため、検討及び準備を進める。</p>

検 討 の 成 果	今 後 の 取 組 (案)
<p>3 新型インフルエンザ等対策について</p> <p>(1) 学習会及び研修会の開催 九都県市内自治体職員並びに医療従事者及びライフライン関係事業者等を対象とした学習会及び研修会を開催した。</p> <p>(2) 住民への啓発 防災・危機管理対策委員会のホームページに部会のページを設け、住民への部会活動の周知と、新型インフルエンザ等対策の啓発等を行った。</p> <p>(3) 風しん撲滅に向けた九都県市共同での取り組みについて 風しんの撲滅について、都県民、市民に対して、九都県市共同で予防接種促進のための広報戦略を展開することとした。 また、より効果的な対策を神奈川県から提案し、具体的な取り組みについて、検討を行った。 その概要は、別添 21 のとおりである。</p>	<p>3 新型インフルエンザ等対策について</p> <p>(1) 広域的な取組みに係る研究 首都圏における新型インフルエンザ等感染症対策の広域的な取組みについて、九都県市が共同で研究し、その成果を具体化するために学習会、研修会を開催し、必要がある場合においては、国への要望活動を実施する。</p> <p>(2) 住民への啓発 防災・危機管理対策委員会のホームページに部会のページを設け、住民への部会活動の周知と、新型インフルエンザ等対策の啓発を行う。</p> <p>(3) 風しん撲滅に向けた九都県市共同での取り組みについて 予防接種促進のための九都県市共同での取り組みについて、実施可能なものから順次展開するとともに、より効果的な取り組みについて、検討を継続する。</p>

5 首脳会議で提案された諸問題についての検討状況の概要

検 討 の 成 果	今 後 の 取 組 (案)
<p>1 アクアライン通行料金引き下げを含む首都圏の高速道路について</p> <p>首都圏の高速道路の料金施策等に関して、国等の動向を注視しつつ、情報提供・意見交換し、国へ要望してきた。</p> <p>こうした取組もあり、平成26年4月以降の新たな高速道路料金については、料金水準の変更、NEXCOの料金割引の再編等が決定された。また、アクアラインについては、当分の間、通行料金の引下げ継続が決定された。</p> <p>2 東京オリンピック・パラリンピック競技大会への支援等について</p> <p>大会組織委員会、東京都及び国の取組内容を確認するとともに、各州市の取組状況について情報交換したうえで、九都県市として想定される取組について意見交換し、推進体制・組織の整備について検討した。</p> <p>また、大会機運を盛り上げるため、東京都の1964年東京オリンピック・パラリンピック50周年記念事業への協力を行った。</p> <p>その内容は、別添22、23、24のとおりである。</p> <p>3 事業所等への太陽光発電設備の導入促進について（再掲）</p> <p>「屋根貸し」太陽光発電事業を普及させるために課題となっている屋根のみを対象とした賃借権の登記制度を整備することなどについて、研究を行った。</p> <p>また、事業所等への太陽光発電設備の導入促進について、国に対する要望書（案）を作成した。</p> <p>その概要は、別添12、13のとおりである。</p>	<p>1 アクアライン通行料金引き下げを含む首都圏の高速道路について</p> <p>今後、国は、首都圏の新たな高速道路料金について、有識者検討会等で検討を進める予定であることから、引き続き、首都圏の高速道路の料金施策等に関する国等の動向を注視しつつ、情報提供・意見交換を行う。</p> <p>首都圏の高速道路網が最大限利活用されるような料金体系が実現するよう、取り組んでいく。</p> <p>2 東京オリンピック・パラリンピック競技大会への支援等について</p> <p>大会の成功に向けて、九都県市として総合的に支援・協力し、大会に関する取組を推進するため、「九都県市2020年東京オリンピック・パラリンピック連携会議」を設置し、具体的な取組内容を検討、展開していくこととした。</p> <p>3 事業所等への太陽光発電設備の導入促進について（再掲）</p> <p>事業所等への太陽光発電設備の備入促進について国へ要望する。</p> <p>今後は、国の動向を注視し、情報収集に努めるとともに、必要に応じて意見交換を行っていく。</p>

検 討 の 成 果	今 後 の 取 組 (案)
<p>4 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした文化芸術施策の強化について</p> <p>九都県市首脳会議として、「国家予算における文化芸術予算の一層の拡充」等について、国へ提言したことを踏まえ、支援制度の充実策等具体的な国への要望事項について検討を行うとともに、首都圏における美術館の連携など九都県市が連携して展開する取組の方向性について、意見交換を行った。 その概要は、別添 25 のとおりである。</p> <p>5 個人住民税の特別徴収推進について</p> <p>各都県市の個人住民税特別徴収推進における課題や取組状況について情報交換し、特別徴収の趣旨や推進について対象となる事業者や納税者に周知徹底を図ることを九都県市が連携して取り組むこととした。 また、特別徴収推進に関する課題について九都県市で情報共有し、課題の解消に向けた検討を行うこととした。 その内容は、別添 26、27 のとおりである。</p> <p>6 首都圏における水素社会の実現に向けた取組(再掲)</p> <p>水素エネルギー普及検討ワーキンググループ会議を設置し、各都県市の取組状況について情報交換を行うとともに、首都圏における水素社会の実現に向け、九都県市での今後の連携方策のあり方等について意見交換を行った。 その結果、今年度については、まず普及啓発に連携して取り組むこととした。 具体的には、水素社会の実現の意義や、水素の有用性、水素を安全に使用するための対策などについて理解の向上を図る内容のパンフレットを作成し、イベント等を活用して配布した。 その概要は、別添 14、15 のとおりである。</p>	<p>4 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした文化芸術施策の強化について</p> <p>引き続き、情報共有、意見交換を行うなど検討を進め、具体的な国への要望事項及び九都県市が連携して展開する取組の方向性について、とりまとめる。</p> <p>5 個人住民税の特別徴収推進について</p> <p>今後は、九都県市共同アピール文による同時記者発表や関係団体等に対する共同協力要請、共同広報の実施について検討する。</p> <p>6 首都圏における水素社会の実現に向けた取組(再掲)</p> <p>普及啓発における連携方策や水素ステーションの効果的な誘導方策、規制緩和等の国への働きかけについて検討する。</p>

検 討 の 成 果	今 後 の 取 組 (案)
<p data-bbox="183 297 778 371">7 風しん撲滅に向けた九都県市共同での取組みについて(再掲)</p> <p data-bbox="217 414 783 517">風しんの撲滅について、都県民、市民に対して、九都県市共同で予防接種促進のための広報戦略を展開することとした。</p> <p data-bbox="217 521 783 624">また、より効果的な対策を神奈川県から提案し、具体的な取組みについて、検討を行った。</p> <p data-bbox="244 629 719 663">その概要は、別添 21 のとおりである。</p>	<p data-bbox="815 297 1410 371">7 風しん撲滅に向けた九都県市共同での取組みについて(再掲)</p> <p data-bbox="849 414 1418 553">予防接種促進のための九都県市共同での取組みについて、実施可能なものから順次展開するとともに、より効果的な取組みについて、検討を継続する。</p>